

令和5年1月 重要事項説明書・利用契約書の変更について

当初お渡ししているお手元の重要事項説明書・利用契約書に基づく変更となります。
【令和5年1月より】

○重要事項説明書

利用料の変更【項目4. 利用料金(3)の変更】

- (3) 実費のご負担をいただくもの（指定通所介護事業・第1号通所事業）
- ① 食事の提供に係る費用
ご利用者に提供する食事に係る費用です
料金 1日あたり **650円**
 - ② 日常生活上必要となる諸費用
オムツ代 120円 パット代 20円 マスク代 10円
その他ご利用者の嗜好によるもの 実費相当額
 - ③ 事業実施地域外の送迎 通常事業の実施地域を越えるところから
実費相当額。（1km100円とし算出します。）
- (4) 自費サービス（第1号通所事業の追加利用分）の費用
1日あたり 2,000円
- (5) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対し事前に文書
で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることと
する。
- (6) キャンセルの取り扱いについて

項目	金額
(1) ご利用日の前日夜21:00までにご連絡をいただいた場合（日・祝日問わず）	無料
(2) 上記の時間までに連絡がなく、利用を中止した場合	650円

改正日 令和5年1月1日

重要事項改正内容説明日 令和 年 月 日

令和5年1月1日からの重要事項説明書改正内容について、ご利用者に対して本書面に基づき説明いたしました。

事業所

【事業所名】 恵珠苑 指定通所介護事業所Ⅱ
【住所】 長崎市田上2丁目2番7号
【説明者】 役職名 生活相談員
氏名 太田 剛介 印

私は、重要事項説明書の改正内容について説明を受け同意しました。

重要事項改正内容同意日 令和 年 月 日

利用者

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印

代理人(身元引受人)

【住所】 _____

【氏名】 _____ 印

(関係・続柄) _____